

ベネフィット・ステーション モラエルのサービス提供終了の公告

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和元年 9 月 30 日にサービスを終了した、当社発行の前払式支払手段について、
下記のとおり未使用残高の払い戻しをいたしますので。期間内に申出をお願いいたします。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

株式会社ベネフィット・ワン

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ベネフィット・ステーション モラエル交換券

○払戻し申出期間

令和元年 10 月 1 日（火）10 時から令和元年 12 月 26 日（木）18 : 00 まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

モラエル専用ページでの受付：<https://morayell.jp/>

※上記にて交換券の保有枚数を確認し、お振込みに必要な振込口座の情報を承ります。

○払い戻しの方法

お申出いただきました、口座にお振込みいたします。

※振込手数料は当社にて負担いたします。

○払戻しに関するお問合せ先

〒790-0035

愛媛県松山市藤原二丁目 8 番 8 号

モラエルカスタマーセンター

お電話：0120-001-231 受付時間：平日 10 : 00～18 : 00

メール：cs@morayell.jp

株式会社ベネフィット・ワン

令和元年 10 月 1 日